

# 岡山県アンテナショップチャレンジ商品販売要領

平成27年 1月29日

平成29年 9月 1日一部改訂

令和元年 6月 1日一部改訂

岡山県産業労働部マーケティング推進室

## 1 趣旨

岡山県が鳥取県と共同で東京都港区新橋に設置する「鳥取県・岡山県共同アンテナショップ」の物販店舗（以下「物販店舗」という。）において、「岡山県アンテナショップチャレンジ商品」（以下「チャレンジ商品」という。）をテスト販売する手順について、次のとおり定めるものである。

## 2 チャレンジ商品の範囲

チャレンジ商品としてテスト販売する商品は、以下の要件をすべて満たすものに限ることとする。

- ① 岡山県が定める「鳥取県・岡山県共同アンテナショップにおける岡山県商品取扱基準」を満たすこと。ただし、生鮮品又は消費期限が製造日を含めて7日未満の加工食品の場合は、マーケティング推進室長が必要と認めたものに限る。
- ② 商品1点あたりの外寸が、原則として、幅40cm、高さ25cm、奥行35cmをいずれも超えていないこと。
- ③ 強い匂いや音、光等を発するもの等、店舗の営業に支障を及ぼす可能性がないこと。
- ④ 過去に、「鳥取県・岡山県共同アンテナショップ岡山県商品選定要領」に基づき、物販店舗の取扱商品として選定されたことがないこと。

## 3 手順等

### (1) 申込み

物販店舗でのテスト販売を希望する者（以下「申込者」という。）は、「岡山県アンテナショップチャレンジ商品申込書（加工食品）」（別紙様式第1号）、「岡山県アンテナショップチャレンジ商品申込書（非食品）」（別紙様式第2号）、「岡山県アンテナショップチャレンジ商品申込書（生鮮品等）」（別紙様式第3号）に必要書類を添えて、マーケティング推進室長に提出すること。

### (2) 申込受付期間

随時受け付けるものとする。

### (3) 販売期間の調整

マーケティング推進室長は、(1)により提出のあった書類について記載された内容

の確認を行い、上記2の要件を全て満たすと認められた商品について、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ物販店舗運営事業者（以下「運営事業者」という。）と協議の上、販売期間及び納品期日並びに納品数量を決定し、申込者に通知する。

#### **（４）テスト販売の実施**

- ① 各申込者は、（３）による通知の内容に従い、運営事業者にチャレンジ商品を納品する。
- ② 運営事業者は、物販店舗内においてチャレンジ商品用の販売スペースを設置するなどにより、（３）により決定した販売期間に従い、チャレンジ商品をテスト販売する。
- ③ 運営事業者は、テスト販売終了後、速やかにチャレンジ商品ごとの売上状況や顧客の反応等を取りまとめ、マーケティング推進室長へ報告し、マーケティング推進室長は、申込者にフィードバックする。

#### **４ 販売条件等**

- ① 運営事業者による委託販売とし、申込者は運営事業者に対し、食品の場合は売上額の30%、非食品の場合は同40%に相当する額を委託販売手数料として支払うこととする。
- ② チャレンジ商品の納品及び返品にかかる費用は、申込者の負担とする。なお、運営事業者は、納品された商品について、テスト販売終了時に売れ残ったときのほか、賞味期限又は消費期限の1日前に達したときや、隠れた瑕疵が発見されたときなど相当の理由があるときは、申込者の同意がなくても着払いで返品することができることとする。
- ③ 運営事業者は、県と協議の上、納品された商品を活用し、試食販売等を実施することができることとする。

#### **５ その他**

##### **（１）販売期間**

販売期間は、原則、月初めの1日から月末までの1ヶ月間とする。

##### **（２）販売可能点数**

1事業者が同一販売期間に販売できる商品は、原則3点までとする。

##### **（３）販売期間の調整**

申込みが多数あった場合などは、希望する時期に販売できないことがあるので、あらかじめ了解すること。

##### **（４）その他協議事項**

本要領に定めていない項目については、運営事業者と協議のうえ、マーケティング推進室長が決定するものとする。